令和８年１月２３日
法　務　省　民　事　局

「戸籍法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和７年１１月４日（月）から令和７年１２月３日（水）まで、「戸籍法施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集を行いましたところ、戸籍電子証明書関係（戸籍法施行規則（昭和２２年司法省令第９４号）別表第５）の改正部分につき、３件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

なお、「民法等の一部を改正する法律（令和６年法律第３３号）」の施行により、離婚後の親権者を父母双方又は一方を親権者と指定することができることとなること等に伴う戸籍法施行規則の一部改正部分についての意見募集の結果は、別途公表します。

御協力いただきありがとうございました。